



山形県公報

令和7年10月3日(金)
第644号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅……………(水産振興課) … 997
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) … 同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) … 998
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) … 同
- 同……………(同) … 999
- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) …1000
- 県営土地改良事業計画の変更……………(同) … 同
- 一般国道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) … 同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) …1001
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) … 同

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業振興・経営支援課) …1002
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(病院事業局) … 同
- 同……………(同) …1003
- 同……………(同) … 同

告 示

山形県告示第672号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、令和3年10月県告示第769号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和7年9月30日限り消滅した。

令和7年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

加入区 の 名 称	区 域
北 部 加 入 区	酒田市の区域(酒田市飛島の区域を除く。)及び飽海郡遊佐町の区域
中 部 加 入 区	鶴岡市の区域(平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。)
南 部 加 入 区	鶴岡市の区域(平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域に限る。)

山形県告示第673号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
酒田市竹田地内及び東田川郡庄内町提興屋地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和7年9月22日から令和8年3月21日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第674号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、朝日町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和7年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	阿 部 政 直	西村山郡朝日町大字松程245番地
同	白 田 健 志	同 大谷1615番地
同	伊 藤 正 博	同 三中乙197番地
同	今 井 正 仁	同 新宿395番地
同	海 野 武 雄	同 宮宿120番地2
同	長 岡 健 一	同 石須部30番地
同	渡 辺 良 明	同 大谷555番地1
同	阿 部 志 良	同 三中甲233番地
同	白 田 薫	同 大谷1344番地4
監 事	渡 邊 勇 一	同 宮宿531番地3
同	佐 竹 敏 幸	同 太郎175番地
同	遠 藤 清 実	同 玉ノ井丙255番地
同	佐 竹 長 司	同 常盤に8番地1

山形県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、朝日町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和7年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	阿部政直	西村山郡朝日町大字松程245番地
同	渡辺良明	同 大谷555番地1
同	伊藤正博	同 三中乙197番地
同	海野武雄	同 宮宿120番地2
同	清野則昭	同 四ノ沢66番地
同	阿部志良	同 三中甲233番地
同	佐竹敏幸	同 太郎175番地
同	遠藤清実	同 玉ノ井丙255番地
同	鈴木義彦	同 雪谷119番地
同	清野修二	同 四ノ沢910番地
同	白田 齊	同 大谷1530番地
同	堀 淳子	同 乙106番地
監事	柴田 勇	同 宮宿193番地
同	佐藤 健	同 大谷1586番地
同	海野 健市	同 三中乙266番地1
同	長岡 浩利	同 大谷1326番地6

山形県告示第676号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、最上堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和7年10月3日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	山川喜與一	東村山郡中山町大字達磨寺107番地
監事	丹野雅夫	同 向新田24番地

山形県告示第677号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営細谷地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営細谷地区土地改良事業計画書（農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））の写し
- 縦覧に供する場所
高島町役場
- 縦覧に供する期間
令和7年10月3日から同年11月4日まで
- その他
 - この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第678号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により定めた県営浅川地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営浅川地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所
米沢市役所
- 縦覧に供する期間
令和7年10月3日から同年11月4日まで
- その他
 - この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和7年10月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和7年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 酒田市上安田字北田60番3から
同 安田字一ノ上132番3まで
酒田市安田字鴨寂62番6から
同 上野曾根字上中割144番1まで
- 3 供用開始の期日 令和7年10月4日

山形県告示第680号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市大字南石関～大字追散地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和7年9月9日から令和8年2月5日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量及び水準測量）

山形県告示第681号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中	" 文園支店	" 千石町3番37号	" "	を
	" 藤島支店	" 藤島字笹花61番地 地の1	" "	
	" 東支店	" 東原町1番38号	" "	

" 東支店	" "	" "	に改める。
" 文園支店	" 千石町3番37号	" "	
" 藤島支店	" 藤島字笹花61番 地の1	" "	

附 則

この規程は、令和7年10月6日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び新庄市役所において令和8年2月3日まで縦覧に供する。

令和7年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
新庄駅東ショッピングタウン
新庄市金沢字沖1068-5外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 カ ワ チ 薬 品	栃木県小山市大字卒島1293番地	河 内 伸 二

- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
- 4 変更年月日
縦覧に供する届出書のとおり
- 5 届出年月日
令和7年9月19日
- 6 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年2月3日までに知事に提出することができる。
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年10月3日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県立病院総合医療情報システムに係る生理検査システム構築等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県病院事業局県立病院課DX推進担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3410
- 3 落札者を決定した日 令和7年7月28日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社シバタインテック山形支店 山形市南館西14番11号
- 5 落札金額 118,030,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和7年6月17日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年10月3日

山形県病院事業管理者 阿彦忠之

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県立病院総合医療情報システムに係る統合型生体情報管理システム構築等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県病院事業局県立病院課DX推進担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3410
- 3 落札者を決定した日 令和7年7月28日
- 4 落札者の名称及び所在地
丸木医科器械株式会社山形支店 山形市蔵王松ヶ丘二丁目2番22号
- 5 落札金額 191,070,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和7年6月17日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年10月3日

山形県病院事業管理者 阿彦忠之

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県立病院総合医療情報システムに係る調剤支援システム構築等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県病院事業局県立病院課DX推進担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3410
- 3 落札者を決定した日 令和7年7月29日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社トーショー山形営業所 山形市諏訪町一丁目1番1号センチュリープレイス山形201号室
- 5 落札金額 173,800,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和7年6月17日

令和7年10月3日印刷 発行所 山形県庁
令和7年10月3日発行 発行人 山形県